

情報公開審査会の答申概要（答申第43号）

1 請求対象文書 平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託の中で、記載されている横断測量に関する測量データ

2 担当課（所） 辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H17. 5.19 公開請求 (4) H18. 4. 7 諮問
- (2) H17. 6. 2 不存在決定 (5) H19. 3.23 答申
- (3) H17. 7.15 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

請求対象文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項（不存在）</p>	<p>本件請求文書は、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託における浮子観測に係る第1見通し及び第2見通しの地点における横断図面である。</p> <p>当該業務委託の設計書では、各流量観測箇所について「河川定期横断測量」が1本計上されており、実施機関は業務委託に際して各1地点の横断測量を要求していると考えられる。</p> <p>当該業務委託の成果品である「平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託報告書」においては、横断測量データとして、平常時に流量を測定する地点の基準断面について流量報告書様式第1の「水位測定横断面図」によって報告されている。</p> <p>このようなことから、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託報告書における測量データについては、委託契約の条件を満たしているものと思われる。それ以外の「詳細な測量データ」は成果品として求めているので不存在であるとする実施機関の主張は不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第43号

答 申 書

平成19年 3月

石川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年5月19日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託の中で、記載されている横断測量に関する測量データ

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年6月2日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

横断測量に関する測量データは業務委託の成果品として県に提出を求めているため、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年7月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年4月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 委託業務は、測定、観測、調査等の基礎データ及びそれらを用いた解析の途中経過並びに最終成果品を提出して、委託者の検査を受けて完了するものである。
基礎的なデータである測量成果を成果品として検査しないと、観測が正しく行われたかどうか判断できないものである。
- (2) この測量成果については、前年度の観測データは、次年度の出水前のデータとして使用される場合があるので、成果品として提出されていないと、県が次年度の業務受注者に貸与できないことになり、観測のとりまとめが不可能となることがある。
- (3) 断面の測量成果は、河川の流下断面の計算及び再検討時には不可欠なデータであり、また、平成17年度からは成果品として提出を求めていることもあるので、県は、過去に遡って可能な限り成果品として修補を求め、平成16年度の観測データについて公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託」においては、犀川の下菊橋観測所及び辰巳観測所地点の河川流量の観測を委託したものである。
流量観測は、平常時の流量（低水流量）と洪水時の流量（高水流量）に分けられ、いずれの場合も観測した流速を河川の断面積に乗じて流量を算出するものである。
平常時は、プロペラ計測機を用いて流速を測定し、断面積も実測するが、洪水時は、浮子を河川に流す方法により流速を求め、断面積については、洪水時前後に測量し、流量が大きくなる方の断面を使用することが定められている。
- (2) 平成16年度の業務委託においては、この浮子による流量観測に係る詳細な測量データについては、成果品として提出を求めているので、本件公開請求に係る文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書は、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託に係る浮子法による流量観測の起点及び終点の横断位置の横断面の測量データ（水位測定横断図面）である。

3 本件請求文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書については、成果品として提出を求めているので、不存在であると主張している。

一方、異議申立人は、横断測量に関する測量データについては、流量観測の正確性の確認や次年度の観測結果の取りまとめの上での必要性から、公文書として存在しているはずであると主張しているので、この点について検討する。

(1) 流量観測の方法について

流量観測は、一般にある時点の河川の流速と断面積を測定し、両者の積として流量を求める方法がとられる。

流速の測定方法は、平常時は可搬式流速計を用いて直接測定するが、洪水時はおもりを付けた棒状の浮子を河川に投入し、一定区間の距離（見通し間距離）を流下する時間を観測し、見通し間距離で割って算定される。

断面積については、洪水時には、その前後に、見通し間距離の起点（第1見通し）の横断面（第1断面）と終点（第2見通し）の横断面（第2断面）の断面積を測量し、これを基に算出することとされている。その際、国土交通省監修の解説書である「水文観測（平成14年9月第4回改訂版）」（社団法人全日本建設技術協会編）によれば、測量結果のうち大きい方の断面積を用いることとなっている。

(2) 本件請求文書の不存在について

本件請求文書は、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託における浮子観測に係る第1見通し及び第2見通しの地点における横断面図面である。

当審査会において当該業務委託の設計書を見分したところ、2箇所流量観測地点について「河川定期横断測量」が各1本計上されており、実施機関は業務委託に際して各1地点の横断測量を要求していると考えられる。

一方、設計書の特記仕様書第9条の「成果品について」において、成果品は「共通仕様書」、「流量調査要領」によるものとされており、それぞれ「土木部調査関係共通仕様書」（平成15年3月石川県土木部）及び「測水所流量調査要領」（平成16年3月石川県土木部河川課）のことと考えられる。

当該業務委託の成果品である「平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託報告書」においては、測水所流量調査要領に規定する様式で取りまとめ提出されており、横断測量データとしては、平常時に流量を測定する地点の基準断面について流量報告書様式第1の「水位測定横断面図」によって報告されている。

このようなことから、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託報告書における測量データについては、委託契約の条件を満たしているものと思われ、それ以外の「詳細な測量データ」は成果品として求めているので不存在であるとする実施機関の主張は不合理ではないと考えられる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、意見書において、「平成17年度の成果品からは、当該測量資料は、成果品として納品されるようになっている」と述べている。そこで、当審査会で平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託報告書を見分したところ、第1断面及び第2断面の水位測定横断面図の添付が確認されたが、同年度においては、業務委託の設計変更によって横断測量の数量が増加され、契約変更を行っていることが認められるので、不自然な点はないと考えられる。

また、異議申立人は、過去に遡っても成果品として求めるべきであると主張するが、委託契約上、成果品として県に引き渡されていない文書については県に帰属しないものと解される。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 4. 7	○諮問を受けた。(諮問案件第77号)
18. 6. 1	○実施機関(辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
18. 7. 3	○異議申立人から意見書を受理した。
19. 1. 12 (第146回審査会)	○事案の審議を行った。
19. 2. 27 (第148回審査会)	○事案の審議を行った。
19. 3. 16 (第149回審査会)	○事案の審議を行った。